三　［略］

四　第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の三第一号の火薬庫の内面

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口

五　第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ～ハ　［削る］

二　第二十七条の四第二項の基準

イ　第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる検査項目

ロ～ホ　［略］

13　煙火火薬庫の基準

一　第二十八条において準用する第二十四条第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目

二　［略］

三　削除

三　［略］

四　火薬類が流失することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の内面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査する。

三　火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、目視により検査する。

四　火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の状況を、目視により検査する。

五　火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視により検査する。

イ　第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

イ～ハ　［削る］

ロ～ホ　［略］

二　［略］

三　削除

三　［略］

四　第二十七条の二第四号の火薬庫の流出口等

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の三第一号の火薬庫の内面

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面のよう壁

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面のよう壁の出入口

五　第二十七条の三第四号の火薬庫の盗難防止の措置

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ～ハ　［略］

ニ　第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備

二　第二十七条の四第二項の基準

イ　第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目

ロ～ホ　［略］

13　煙火火薬庫の基準

一　第二十八条において準用する第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目

二　［略］

三　第二十八条第一号の二の火薬庫の入口の扉

三　［略］

四　火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該流出口に設置されている沈殿槽の設置の状況並びに火薬類を流失させない措置の状況を、目視及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の内面の構造及び水もれを防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三　火薬庫の前面のよう壁の材質及び構造を、目視により検査する。

四　火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ措置の状況を、目視により検査する。

五　火薬庫の出入口の盗難防止の措置の状況を、目視により検査する。

イ～ハ　［略］

ニ　火薬庫の外部の点灯設備の有無を、目視により検査する。

イ　第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号ニに掲げる完成検査の方法により検査を行う。

ロ～ホ　［略］

一　第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。